

コラム ◇張抱蘭（一八九三―一九二七）

張抱蘭は一八九三年に、湖南省醴陵近くの没落した知識人の家庭に生まれた。祖父が私塾を開いていたため文字をおぼえようとしたが、祖母や母親は女の子が勉強するのを好まず、慣習どおり纏足をさせられた。「父母の命」で見知らぬ自作農の龍と結婚し、一子を設けた。この頃の彼女は夫を助け育児に専念する良妻賢母の一人だったが、息子が病死したのは、小学校に入学し、さらに龍一族の男子が受ける奨学金を支給されて、五・四運動直後の若い熱気が充滿している北京に出た。そこで親戚の李欣淑（父母に強制された結婚に抵抗して新聞に投稿し、話題を呼んだ）や繆伯英（長沙から来て中国共産党創設時に入党した）などの女性たちと交友し、新しい世界を知った。

一九二二年北京大学に通いながら、父の死後は母や妹の生活も支えた。折からの口語運動に賛同し、龍家の長老の誕生祝に口語詩を送った。ところが長老は口語反対論者で、その怒りを買って学費を断たれてしまった。抱蘭は新文化運動のなかで、新しい愛にもとづく結婚を知り、みずから離

婚声明を書いて郷里の新聞に載せ、旧い婚姻関係に決別した。

二四年一月、中国国民党は国共合作を決定したが、孫文の死去を契機に右派は大々的な反共活動を始め、各地の革命運動を弾圧した。この時期に張抱蘭は国民党に入党し、北京特別市党部の女性運動を發展させるために「婦女の友」の刊行を担当することになった。この雑誌は二六年九月に創刊され、ここに張抱蘭は「婦人運動述略」と「新しい婦人の使命」を書いて、「国家の解放を求めながら、自分自身の解放を求める努力をする」ことを主張した。婦人部長の劉清揚が武漢の国民政府に行った後を受けて、大学の授業に出るかたわら「婦女の友」の編集と革命活動に力を注いだ。地下活動の経験もなく、たやすく周囲に知られ、逮捕されてしまった。これによ



り「婦女の友」も停刊となった。二七年四月二八日、北京西交民巷の京師拘置所で、中国共産党の指導者李大釗など一八名とともに絞首刑に処された。三四歳。（前山加奈子）

〔1〕「ぜいたくな婚礼の影響」(炎、一九二三年三月二六日)

ちかごろの社会は競ってぜいたくを重んじ、婚姻の費用は数百金から千万金に達する。ゆえに中流以下の社会では、常に結婚を恐れ、結婚年齢に達した男女も、経済的理由で、夫婦の生活を享受できない。しかし、男女は性欲衝動のために、次のような危険を生じやすい。すなわち、「男は遊樂に耽^かつて花柳病にかかるか、手淫して遺精する。女は不貞や駆け落ちをするか、弱々しく多病」である。この現象を減らそうとするなら、婚礼の改良からはじめなければならぬ。婚礼の改良のかぎは、①宴会をやめて茶話会にかえる、②むだな衣服・装飾を減らし、実用的な服装だけを用意する、ということである。婚礼は敬意を表すものであって、金持ちをほめたたえるためのものではない。婚礼の名で家財を見せびらかすのは、礼の本意を失うものである。ちかごろ維新の士のなかに、親友を集めて茶話会を開き、結婚を報告して、これを婚礼の代わりとするものがある。この方法はじつによいが、惜しいことに実行者が少ない。私が思うには、もし社会の有望の士が広く男女を集め、婚姻制度改良の会を組織し、簡単な儀式を定めて、あらゆる陋習を一掃し、すべての会員がこれを守るとともに、広く宣伝すれば、奢侈^{しやうし}の風俗をまぬがれ、青年男女の罪を減らすことができるのではないだろうか。

〔婚礼奢侈之影響〕「申報」一九二三年三月二六日

〔2〕「結婚には相應の儀式が必要か」(渭^い三、一九二四年二月)

太古の時代、人々はただ母を知るのみで、父を知らなかった。当然「結婚」というものや、さらに「儀式」という

5

文明結婚——新聞告示とウェディングドレス

ものもなかった。のちに、人類の生活に適合するために、男女両性は共同生活を営みはじめ、それから、いわゆる「夫婦」ができ、「結婚」ができた。しかしこのような結婚は、完全に略奪式であった（現代の半開化民族の風俗によってもこれを証明できる）。さらにのちになると、聖人が現れて、女性を男性の私有物と認めた。また、乱交を制限し、家系維持の重要性を示すため、種々の煩瑣な結婚儀式を作り出した。現在の結婚の意味は以前とはだいぶ異なり、儀式も簡素化してきたが、つきつめていうならば、どんなものであろうと、儀式的類いは存在する必要がある。「結婚是否必需相當的儀式」「婦女雜誌」第一〇卷第二二号

〔3〕「丹陽の王庚と呂淑安の婚約告示」（一九二八年二月二二日）

丹陽

呂王 淑安

定婚啓事

正式定婚安已於二月二日憑夏翔胡伯玄二君介紹
諸親友前恕不另行肅柬此啟

庚と淑安は二月二日に、夏翔・胡伯玄両君の紹介で正式に婚約いたしました。親戚・友人の皆様には、個別にご通知しないことをお詫びいたします。

〔丹陽王庚呂淑安定婚啓事〕『申報』一九二八年二月二三日

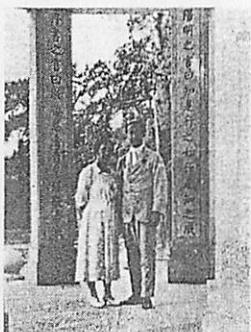
解説 一九二〇年代になると、五・四運動の洗礼を受けた青年たちは、「包辦婚」（親の取り決めた婚姻）のみならず、煩瑣な婚姻儀式という習俗にも批判的になり、婚礼の簡素化あるいは婚礼のない結婚を主張した。その背景には、自由恋愛や、独立した人格を主張する青年たちには、親からの経済的援助がなかったり、もしくはそれを拒否したために、経済的に困窮していたという事情もある。だが最も大きな要因は、みずからの身をもって社会改革を推進し、古い風俗を一新する志があったことだといえよう。「新人物の新式結婚」として知られる趙元任・楊步偉夫妻は、その代表的な例である。

楊步偉は生まれる前からすでに婚約者が決められていたが、成人後、みずから相手に手紙を書いて婚約を解消し、のちに著名な言語学者趙元任と自由恋愛をした。趙元任ももとの婚約を解消して、一九二一年六月一日に二人は結ばれた。趙・楊の結婚は煩瑣な儀式はもちろん、簡単な茶話会や正装した結婚写真撮影さえしなかった。北京大学の任永叔教授の忠告で、やむをえず「臨時通知書」を配ることにしたが、祝儀などはいっさい受け取らなかった。翌日、「晨報」特別号に「新人物の新式結婚」というタイトルでこのことが報じられ、青年たちの間で美談となった。

趙・楊の新式結婚に刺激され、また、中国を訪問中のバートランド・ラッセルと女弟子ドラの結婚問題もあいまって、結婚儀式の改革は当時の新聞・雑誌にさかんに取り上げられた。「申報」は史料「1」のほかに、「結婚費用を節約して貯蓄に充てる」（一九二三年三月一六日）、「分類広告と結婚」（二五年一月一日）などの文章や、名士の婚礼の報道を数多く載せた。「婦女雜誌」も「結婚儀式」に関する大討論をおこなった（第一〇卷第二二号）。新聞紙上の離婚声明や婚約者募集は二〇年代初頭から掲載されていたが、二〇年代後半になると「結婚告示」もしばしば登場した（史料「3」）。つまり、結婚儀式などをいっさい省いて、告示をもって代えたのである。

史料「1」は結婚費用が高いため、経済力のない多くの適齢期青年が結婚できず、花柳病や不貞など社会の害悪を引き起こすことになると論じ、婚礼の改良を呼びかけている。史料「2」は「結婚儀式」の歴史をたどって私有制、家長制の産物であることを論じ、結婚には儀式など必要がないと主張した。特に後者の論には、封建的家父長制批判や独立した人格の主張も含まれており、大家族を脱し、夫婦と子ども中心の家族形態を形成するうえでも、大きな役割を果たした。

青年たちにとって、結婚をどんな形式で表すか、どのように親戚・友人に知らせるか、それ自体が個性や「志」の格好な自己表現の場となる。したがって、



趙元任・楊步偉の結婚写真
（楊步偉『一個女人的自伝』伝記
文学出版社、1979年）



著名な演劇家王遙卿と王惠
芳の文明結婚写真（『中華田
俗』）

このような簡素な、あるいは儀式なき「婚姻」は「文明結婚」と総称されたが、その様式はじつにさまざまだった。一九二〇、三〇年代に一番はやった様式は、結婚する二人が洋服とウェディングドレスを着て、記念写真を撮ることだった。また、一九三五年には、上海市政府が新生活運動の主旨の一つである「節約」を実行に移し、二回の「集團結婚」を催した。「良友画報」(第一〇四、一〇五期)などによって、その盛況ぶりが報道されている。

参考文献

(訳・解説 姚毅)

劉新平「婚姻中国」中国工人出版社、二〇〇二年

『中国女性の二〇世紀——近代家父長制研究』(共通文献⑩)

張競「恋の中国文明史」筑摩書房、一九九三年

6

新性道德論争——一夫一婦か、性の自由か

〔1〕「新性道德とはなにか」(章錫琛、一九二五年一月)

性道德は、社会と個人のみを絶対的な基準とすべきである。消極的な側面からいえば、およそ社会および個人に害のないことは、べつに不道德とはいえない。これはたいへんはっきりしている。我々がこれからのちの新しい性道德を打ち立てるには、このことを基礎としなければならない。従来の性道德の考え方で、最もおかしな点は、性行為が結婚という形式を踏んだ男女二人の間でのみ為されるものと規定していることである。彼らは結婚という形式を、まるで一切の不道德を道徳に変えることができる、無上の神通力をもったもののようにみなしている。すでに成年となり、責任能力を備えた男女が、双方の合意により結ばれる。これは、どのような面からみても、社会と個人に有害であらうはずがない。しかるに、一般社会は常にこれを不道德とみなしてきた。新しい性道德では、男女間の性的行為は、その結果が社会に害を及ぼさないかぎり、個人的関係と考えられるだけであり、決してこれを不道德と言いたてることができない。社会は、男女間の関係について、子どもを出産するときに関与する必要があるのみで、その他はみな自由に任せるべきである。

〔新性道德是什麼〕「婦女雜誌」第一卷第一号

〔2〕「一夫多妻の新しい後ろ盾」(陳)百年、一九二五年三月一四日)

思いもかけないことに、新女性の指導役を自任する『婦女雜誌』の「新性道德特集号」のなかに、一夫多妻生活をおくっている人の口実になり、一夫多妻の新たな後ろ盾にもなるような議論が含まれていた。周建人は「性道德の科

表1 「貞操論争」関係文献

年月	雑誌名	著者	論文名
1918.5	新青年4巻5期	周作人	貞操論
1918.7	新青年5巻1期	胡適	貞操問題
1918.8	新青年5巻2期	唐侯(魯迅)	我之節烈觀
1919.4	新青年6巻4期	周作人, 胡適 藍志先	討論

表2 「新性道德論争」関係文献

年月	雑誌名	著者	論文名
1925.1	婦女雜誌11巻1期	章錫琛	新性道德是什麼?
1925.1	婦女雜誌11巻1期	周建人	性道德之科学的標準
1925.3	現代評論1巻14期	陳百年	一夫多妻的新護符
1925.5	現代評論1巻22期	章錫琛	新性道德与多妻
1925.5	現代評論1巻22期	周建人	恋愛自由与一夫多妻
1925.5	現代評論1巻22期	陳百年	答章周二先生論一夫多妻
1925.5	莽原4期	章錫琛	駁陳百年教授“一夫多妻的新護符”
1925.5	莽原4期	周建人	答“一夫多妻的新護符”



周建人と華式後の魯迅・許広平
平夫婦 (前列右から魯迅, 許広平, 周建人, 後列中央は林語堂) (『周建人文選』中国文史出版社, 1988年)

解説「民主」と「科学」をスローガンに、人間の意識変革によって救国をはかろうとした新文化運動のなかで、知識人たちは旧来のものに代わる新たな家族制度、およびその根本である新たな男女関係を模索していた。こうした思潮のなか、一九一八年五月、周作人(魯迅の弟)が与謝野晶子の「貞操は道德以上に尊貴である」を「貞操論」と題して翻訳。この紹介を契機として、貞操論争(表1)が展開された。主要な論点は、「貞操論」紹介の
前年、段祺瑞内閣によって公布された「修正褒揚条例」への批判をとおり、儒教的な
男女のあり方を攻撃、男女平等の性道德の必要性を説くことにあった。この「修正褒揚
条例」は、道德的に優れた者に対し大總統が表彰することを規定したもので、女性の場
合、その優れた点は「節烈貞操」に求められていた。「節婦」とは三〇歳以前に寡婦と
なり五〇歳まで再婚しなかった者、「烈婦」とは暴行に遭った際、抵抗して死亡するか
自殺した者、および夫の死に殉じた者のことをいう。論者たちは、男性の性的自由を認
める一方で女性にのみ制限を加える二重道德を批判し、男女平等の性道德の必要性を説

学的基準」という文で、さまざまな性道德の観念に言及しているが、その最後の一段において、「同時に二人以上と恋愛してもかまわないとする見解は、本人が自分の意志でそのようにし、他人を損ねてさえないなければ、絶対に道德問題は生じない(女性が多数と恋愛する場合も同じである)」とするものである」と述べている。ここで周先生は、現在の中国社会にそのような見解があることに言及しているだけで、必ずしも自分の主張ではないかのようである。ところが章錫琛は「新性道德とはなにか」のなかで、「甚だしくは、もし配偶者双方の許可のもとで、一種の一夫二妻あるいは二夫一妻的な性質をおびた不貞操形式があったとしても、それが社会および他の個人に害を及ぼさないかぎり、不道德とはみなせない」とはっきり述べている。このように言うのであれば、章氏は一夫多妻の生活について、提唱はしないまでも許さるる行為とみなし、排斥するものの中には入れていないことになる。

〔「一夫多妻的新護符」『現代評論』第一巻第一四期〕

き、自由恋愛にもとづいた厳格な一夫一婦制を主張した。貞操論争とおして、恋愛をおこなう主体、性行為をおこなう主体としての男性と女性、両者の関係に光が当てられた点は注目される。

男女平等の性道德をさらにつきつめ、男女間の性や愛の問題を積極的に論じたのが、貞操論争から七年後に展開された新性道德論争である。この論争は、一九二五年一月、『婦女雜誌』の主編であった章錫琛によって「新性道德特集号」(第一巻第一号)が組まれたことに端を発する。この特集号のなかで新たな性道德を提唱した章錫琛、周建人(魯迅の末弟)に批判が集まり、特に北京大学教授であった陳大齊(署名は陳百年)と章、周の間で論争がおこなわれた(表2)。

『婦女雜誌』上で章、周の両者は、①性関係において男女は平等である、②性関係自体は私的なものであるが、生殖は公的なものである、③自分と他人を害さない恋愛、性関係は不道德ではない、という三点を新性道德として主張した。陳大齊が一夫多妻を擁護するものであると批判したのは、この三点目に対してであった。彼は、複数を対象とする恋愛に反対し、一夫多妻は性欲のおもむくままに行動した結果だとして、性欲の節制を説き、厳格な一夫一婦制の小家族が最も理想的であると主張した。これに対し、章と周の両者が反論し、「性の解放・性の自由」と「従欲・放縱」との違いや、「恋愛・嫉妬心・専有独占欲」を焦点として、論争が展開された。彼ら三者の議論からは、五・四期新文化運動のキーワードの一つである「自由恋愛」が、

当時の知識人にどのようにとらえられていたのかという問題の一端が見出せる。

新性道德論争に対する知識界全体の反応は、さほど大きなものではなかった。しかし新性道德の提唱を機に章錫琛、周建人とも『婦女雜誌』の編集を辞し、論争は三度誌面を変えておこなわれた。これは、個人の性的自由・自律を重視して社会的道德規範の緩和を説く章・周の主張が、当時の中国社会、知識界に馴染まぬものであったためと推察される。また、貞操論争と新性道德論争にみられるように、公開で「性」や「性欲」の問題が論じられたことは、一方では当時の中国知識界の開放性を感じさせるが、他方では、性行為や男女関係が、将来の「国民」「民族」を生産する手段とみなされ、ナショナルな志向に組みこまれていく過程でもあったといえよう。

参考文献

(訳・解説 福士由紀)

彭小妍「五四的「新性道德」——女子情欲論述与建構民族国家」『近代中国婦女史研究』第三期、一九九五年八月

西楨偉「一九二〇年代中国における恋愛観の変容と日本——『婦女雜誌』を中心に」『比較文学研究』第六四号、一九九三年

白水紀子「『婦人雜誌』における新性道德論——エレン・ケイを中心に」『横浜国立大学人文紀要第二類』第四二号、一九九五年

福士由紀「五四新文化運動期における性道德——性病をめぐる言説を手がかりに」『アジア民衆史研究会』『東アジアの近代移行と民衆』第六集、二〇〇〇年

7

「売春」問題——廃絶をめざす論議と活動

「上海の遊郭」（執筆者不明、一九二三年九月）

次の文章は、道徳促進会 (Moral Welfare League) が、詳細な調査にもとづき出版したパンフレットの要旨である。中国人によって書かれたこの報告は、工部局が風俗営業店から営業許可証を取り上げ、漸進的な閉鎖政策をおこなう前の、一九二〇年当時の上海の下層社会について教えてくれる。この情報をここに記すのは、おそらく中国の大都市でも同程度の売春がおこなわれているであろうし、ミッシオン系病院や診療所に診察に来る患者たちの多くが性病にかかっているため、そんな病気にかったであろう状況がある程度知っておくことは、有用であると思われるからである。この哀れな商売によって、中国人の女性と少女は人間の不幸のどん底にまで落ちてしまっているように見える。彼女たちに憐れみをかけ、救済の手を差し伸べるべきである。彼女たちの多くがみずからの意志に反してそのような生活に追いやられているだけに、あるいはそうでなくても、彼女たちの無知と愚かしさのためにだまされて連れ込まれているだけに、なおのことそうすべきであろう。キリスト教伝道師がいるかぎり、そこがどこであれ、道徳促進会、および浄化運動、衛生運動、救済院設立によって、このひどい悪徳をなくすための、あるいは少なくとも減らすための努力がたえず一致協力しておこなわれるべきである。(中略)

「賭博、飲酒、アヘン吸引、浪費は売春と結びついており、このような問題について改革をおこなうのは容易ではない。事態を改善するために、さまざまな試みがなされてきた。救済事業をおこなうための施設も存在する。なかでも済良所 (the Door of Hope) は有名であり、高く評価されている。副委員会の報告を聞いた後すぐに、外国人納税者たちは、年次会議で、共同租界から徐々に売春宿を廃止する方針を採択した。我々がこのような善意にも

とづく運動を援助するのは、すばらしいことである」。

[The Demi-Monde of Shanghai, *The China Medical Journal*, no. 37, September, 1923]

解説 近代期の中国の都市において「売春」は大きな社会問題の一つであった。各地の大・中都市では女性の就業機会の相対的少なさ、男性の性的放縱さへの寛容、妻子を売買する風潮などの複合的な理由により、売買春が盛んにおこなわれており、売春問題をめぐってさまざまな議論、施策が展開されていた。大・中都市で売春をおこなう女性は、他省、地域出身の教育程度が低い若い女性であることが多く(表1)、主に人身売買業者をおして都市へ供給されていた。一九二七年国民政府が成立して以後、都市によっては娼娼・禁娼政策がおこなわれたが、売春宿からの収税が政府財源の一つであったこともあり、徹底的に実施されることはなかった。

内外の交通の要所であった上海は、共同租界を中心に売買春が最も盛んであった都市の一つである。上海では顧客の社会的階層、需要に応じてさまざまなランクの売春宿、売春婦が存在した(表2)。こうした売春宿で働く女性・少女は、貧困のため家族によって売られた者、誘拐され売春宿に売られた者、他の就業機会がないか、あるいはその他の理由のためみずから売春婦となることを選択した者などさまざまであった。



上海の妓女たち (戴雲雲「上海小姐」
上海画報出版社、1999年)

上海の共同租界では、一八六九年より、イギリス本国での性病対策Ⅱ管理売春を定めた伝染病法にならない、外国人を顧客とする売春婦(鹹水妹)の監督および性病検査・治療がおこなわれていた。しかし一九一〇年代後半、このような外国人男性を性病から保護することを目的に売春を公認する売春管理政策に対して、批判の声があがった。一九一八年、宗教界、医学界、女性運動家、慈善家の連合である風俗改良会(のちに道徳促進会と改称)は、売春を法的に認めないこと、すなわち娼娼をおこなうことにより、売買春という「不道徳な習慣」をなくし、キリスト教的博愛精神によって、売春という不道徳な行為をおこなわざるをえない女性を救済することを提案した。史料は、この道徳促進会が上海の売春世界を調査し、紹介した文章の一部である。こうした主張の背景には、キリスト教者の宗教的使命感もさる

表2 上海の売春婦・売春宿

名称	備考
書寓	高級娼婦。「芸は売っても身は売らぬ」をモットーとする。1920年代には衰退。
長三・幺二	民国時期の高級娼婦。
台基	主に高級娼婦と客の密会場所とされる。ホテル業の発展により衰退。
鹹肉莊	下級売春婦が使用する場所。
野鷄	下級娼婦。清末～民国時期最多の娼婦の類型。
花烟間	アヘン吸引、売買春の場所。
釘棚	掘って建て小屋状の売春宿。低賃金労働者が常客とされる。
鹹水妹	19世紀初から外国人水夫を顧客とする売春婦。広東出身者が多数とされる。

出典 Gail Hershatter, *Dangerous Pleasures: Prostitution and Modernity in Twentieth-century Shanghai*, University of California Press, 1997, pp. 41-65.

表3 共同租界における登記売春宿の閉鎖状況

年月	強制閉鎖軒数	登記売春宿軒数
1920. 6		1,771
1920. 12	174	
1921. 12	139	
1922. 12	140	
1923. 12	98	
1924. 12	?	0

出典 彭阿木「上海の売春婦」『支那研究』18号、1928年、740頁。『品報』1922年12月27日。

男女平等を実現することで撲滅されうると論じ、李大釗は人道や恋愛を尊重することによって、売春制度そのものをなくすことを提案した（『娼婦問題』『每周評論』第一九号）。また、胡懷琛は貧困と無知の克服、男性の道徳的向上を提案している（『娼婦問題』『婦女雜誌』第六卷第六号）。こうした議論によれば、当時の知識人たちは、社会自体を改良することにより売春もまた消滅すると認識しており、売買春それ自体に対して具体的な行動や運動を起こすことはなかった。しかし、彼らの議論からは、社会の根本的問題である男女関係の問題、男女間の性の問題をどのようにとらえるか、どのように変革していくか、という課題に対する当時の知識人層の問題意識を読みとることができ

参考文献

Christian, Henriot, *Prostitution and Sexuality in Shanghai: A Social History 1849-1949*, Cambridge University Press, 2001.

劉達臨著、鈴木博訳「中国性愛文化」集英社、二〇〇二年
 邱海滸著、納村公子訳「中国五千年性の文化史」集英社、二〇〇〇年
 青土社、二〇〇二年

表1 漢口市社会局による妓女の調査 (1929年)

年齢	～15	12%
	16～20	53%
	21～25	25%
	26～	10%
文化程度	非識字	85%
	識字	15%
技能	無技能	24%
	手工	5%
	歌唱	45%
	舞踊	1.5%
	その他	8%
	不詳	16.5%
就業願望	別な職に就きたい	43%
	別な職に就きたくない	57%
等級	1等 (高級)	5.2%
	2等	14.5%
	3等	29.2%
	4等	50.9%

出典 劉達臨『20世紀中国性文化』上海三聯書店、2000年、379～381頁より作成。

(表3)。しかし、当然ながらこれは名目上の消滅であり、閉鎖された売春宿は地下に潜伏したり、フランス租界や中国人居住区へ移動し、売買春の取り締まりがかえって困難になったといわれる。共同租界と同様の娼婦政策は、その後のフランス租界や、抗日戦争終結後の上海でも計画されたが実効性に乏しく、結局、本格的な娼婦の実現は、中華人民共和国の成立を待たねばならなかった（第六章「売買春」参照）。

共同租界で娼婦運動が展開されていた一九二〇年代は、五・四新文化運動以来、女性・家庭問題に強い関心を示していた中国知識界でも、売買春問題をめぐりさまざまな議論が提起されていた。『婦女雜誌』は第九卷第三号（一九二三年三月）で「娼婦運動特集」を組み、第一〇卷第八号（一九二四年八月）でも「私娼と公娼の利弊」という誌上討論会がおこなわれた。たとえば、「娼婦運動特集」に論説を寄せている瑟慮（本名陳友琴、上海務本女子中學校教員）は、売春制度は

ことながら、一九世紀末イギリスで展開された社会浄化運動、より直接的には二〇世紀はじめにアメリカで展開された娼婦運動の影響をうかがうことができる。道徳促進会は、共同租界の施政機関である工部局に対し、娼婦政策の準備委員会の設立を提案。一九一九年、納税者会議での決議を経て淫業調査委員会（史料中の副委員会）が組織された。淫業調査委員会は「妓院領照章程」を定め、まず各売春宿に登記を義務づけ、営業許可証を交付したのち、毎年抽選会をおこなない、これに当たった売春宿を漸次閉鎖していった。一九二〇年四月、この章程は納税者会議を通過し、同五月に公布、施行された。二〇年二月から二四年まで毎年一回抽選会がおこなわれ、二四年末の時点で共同租界内には「売春宿」として公認される施設はなくなった

9

YWCAと社会活動——排外主義に抗して

〔1〕「全国大会で討論すべき問題」〔抜粋〕（中華基督教女青年会、一九二三年一〇月）

婚姻問題

- (四) 多妻制に対してどのような態度をとるべきか？
- (五) 方法を講じて、女性が妾になるのに反対すべきか？
- (六) 妾である者がYWCAの会員になるのを拒絶すること、あるいは彼女たちがYWCAの集會に参加するのを許可しないことは、建設的な政策であるか否か？
- (七) 重婚は、女性が卑しいということの表れか否か？
- (一〇) 離婚に対してどのような態度をとるべきか？
- (一一) 新しい形の婚約に賛成すべきか？
- (一二) 嫁入り道具および結納金等についてどのような態度をとるべきか？ 現在の男性のなかには、教育はあるが嫁入り道具は持たないとする女性を娶りたいと思う者がいる。それでは、女性も男性に対してそのようなものがあるべきか？

宗教問題

YWCAは教会の一部分であるべきか？ 現在、YWCAは教会に対していかなる貢献をすべきか？ YWCAはキリスト教徒でない者に対してどのような言動の基礎を打ちたてるべきか？ キリスト教徒は迷信的な意識と態度をどのようにしてなくすることができるか？ 女性たちの愛と奉仕の精神、および協力の習慣をどのようにして啓発す

ることができるか？ YWCAはどのような社会奉仕をすべきか？ YWCAは社会の女性たちのなかにある階級構造に対し、どのような態度をとるべきか？ 貧者と富者が共同して事業をおこない、そうすることによって、女性たちの公共の利益を図ることはできるか？

〔全国大会中応討論的問題〕「女青年」第二巻第五号

〔2〕「YWCAはいかなる主義を信じるか」（杜愛倫（ヘレン・ソバーン）、一九二八年五月）

YWCAのある幹事が数名の学生と話し合いをしたとき、このように言った学生がいました。「私はYWCAには加入できません。なぜなら、YWCAは国際主義のものというふう聞いていますが、私はむしろ、中国が今必要としているものは国家主義ナショナルイズムだと思っからです」。その幹事の方は学生の返答を聞くとても感動しました。彼女がその学生に大いに感服したのは、彼女もやはり、中国は一刻も早く全国を統一する必要があると信じていたからです。それにもかかわらず、彼女は、ひとりの人間が国家主義と国際主義の両方を同時に信じることは可能であり、この二つの主義は互いに補い合うもので、決してぶつかり合うものではないと信じていたのです。（中略）

今日、中国には国家主義と国際主義という二つの大きな主義が並存しており、どちらも人々が生涯を捧げる価値のあるものだ、多くの中国の友人たちは感じています。

私は、この二つの主義は互いに補いあえるものだと思います。すなわち、一人の人間が個人主義を信奉しつつも同時に、家庭のなかの立派な一員でもあることが差し支えないように。YWCAの運動は、これら二つの主義を最もよく融和させることができる運動であり、中国YWCAは、純粹に中国女性の運動ではありますが、YWCAに加入した人々は同時にまた、世界各国の女性たちとも繋がりをもちたねばならないのです。（中略）

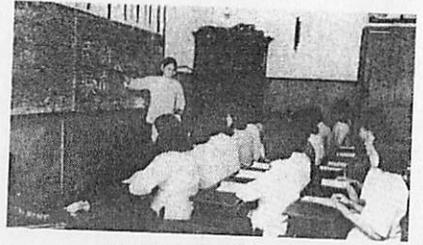
はじめはYWCAの副産物であると思っていた国際的な女性たちの繋がりが、今では、世界に対する私たちの最大の貢献になるうとしています。ひょっとしたら、これこそがYWCAを生んだ力だったのかもしれない。そのときになれば、もはや人々がYWCAをモデルファミリー運動あるいはサマーキャンプ、寄付の大募集等々と誤解することもなくなるでしょう。YWCAは世界の女性をつぎ目のない神の衣のごとく繋ぎ合わせ、地上に天国を作り上げ、全世界を一つの家族にするのです。

〔杜愛倫「女青年会相信什麼主義」「女青年」第七巻第四号）

解説 中国YWCA（中華基督教女青年会 Young Women's Christian Association of China）は清朝末期の一九〇九年、杭州弘道女子中学にアメリカ人宣教師によってつくられた学校YWCAから始まり、その活動は現在も続いている。清末、中華民国、人民共和国という時代を経てきたその歴史の長さは、他の社会团体のなかにも類をみないものである。国際主義を標榜し、キリスト教信仰にもとづく組織化を進めていたYWCAは、都市中間層女性たちが結集してできた社会团体であり、その活動は近代中国の女性史において、国際主義とナショナリズム、そしてジェンダーの問題を考えるうえで、貴重な材料を提供してくれる。

その初期の歴史をたどると、一九〇五年にはYWCA協会（全国）委員会が成立、翌年には世界YWCAにも加盟している。一九〇八年には、最初の都市YWCAとして上海YWCAが誕生し、一九二〇年の段階で広州、北京、天津など一二の都市にも設立されるに至った。さらに、二三年の第一回全国大会後には全国協会（上海に設置）が成立して、組織の体制もしだいに整っていった。また、当初のYWCAの運営は、欧米のYWCAから派遣された外国人幹事によって担われていたが、中国人幹事の養成が進むと、二六年には丁淑静チンシュウジヤウが中国人として初の全国協会総幹事に就任した。会員も二〇年の六四一人が、二八年の第二回全国大会開催時には、一万一〇〇〇人を教えた。

YWCAはキリスト教団体ではあるものの、そもそも布教活動そのものよりも、社会活動にその主眼が置かれている。当初から、その活動対象も主婦・女子職員・学生・労働者など、ノンクリスチャンも含めた多様な階層の女性たちを想定していた。その結果、二〇年代には中国YWCA全国協会にも学生部、宗教教育部、編集部、労働部、幹事訓練部、郷村部、職工事業部などが設けられており、女工夜間学校の開設や、職業女性のための託児所設置にも、その活動の特色をみ



女工対象の識字クラス

(Nancy Boyd, *Emissarie: The Overseas Work of the American YWCA 1895-1970*, The Woman's Press, New York, 1986)

ることができる。史料「1」は、二三年の第一回全国大会のテーマの一部で、婚姻にまつわる諸問題、キリスト教信仰にもとづく奉仕活動のあり方などが挙げられており、当時のYWCAが関心を寄せていた事柄を知ることができる。

また、その国際性も、中国YWCAの特質の一つとして指摘することができる。世界YWCAの一部として、中国YWCAはおのずから国際的性格を備えていたが、さらに、高学歴で英語が堪能という幹事たちの特色、世界YWCAやアメリカをはじめとする各国YWCAとの活発な交流、中国YWCAのメンバー自身の国際性からも、それはみてとれる。

史料「2」は、一九二八年に機関誌「女青年」に掲載された文章である。当時は、国民革命が終焉して国民党と共産党は内戦状態で、中国の独立と統一の実現にはまだほど遠い状況にあった。そのなかでナショナリズムの問題は引き続き重要な課題としてあったが、YWCAは、ナショナリズムと国際主義とが両立しえるという立場を表明している。こうした国際主義を重視する姿勢は、三一年の九・一八事変（満州事変）後に日本の侵略へ抗議を表明する一方で、交流のあった日本YWCAに対しては連帯を保とうとしたなかにも表れていたのである。一九四九年の革命後は、YWCAは「自主・自立・自営」の原則にもとづいて中国人自身が運営しており、外国人幹事はもはや存在していない。（訳 埴治子、解説 石川照子）

参考文献

- 末次玲子「『女青年報』・『女青年』解題——中国YWCAの機関誌が語る民国前期」中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部、一九九九年
- 石川照子「上海のYWCA——その組織と人のネットワーク」日本上海史研究会編『上海——重層するネットワーク』汲古書院、二〇〇〇年
- 山本澄子「中国キリスト教史研究——プロテスタントの「土着化」を中心として」近代中国研究委員会、一九七二年

12

新女性と職業——経済的自立をめざして

「上海の職業婦人」(洪明、一九三九年一月)

ここで紹介する職業婦人とは、経済機関、文化機関および政府機関で非単純労働に従事している女性である。彼女たちのステータスと待遇は、一般の女工と比べればいくらか良いが、「職員」階層全体からみると、中下層に位置することがわかる。下層の女性職員の収入は熟練技術をもった女工に及ばない。彼女たちの仕事の性質はまた、男性職員と同等ではなく、とても狭い範囲に限られる。その主なものは、タイプライティング、速記、会計、文書作成、翻訳、看護、接待、販売など簡単な技術労働である。このため、いくら生産に寄与していても、彼女たちのステータスと影響力はどちらかといえば従属的で、副次的なものとなっているのである。(中略)

〈女性店員〉

商店で働く女性は、上海全体で約六〇〇―七〇〇人程度であり、多くても一〇〇〇人に満たない。その大部分は、南京路一带にある百貨店や新しいスタイルの商店に集中している。

女性店員の給料は一般に低く、二度の食事つきで、一三元から三、四〇元とまちまちである。最低賃金では六元というところさえあるが、一般的には二〇元前後であろう。(中略)

彼女たちの大半はまずまずの家の出身であるが、経済的余裕は十分でなく、勉強はあまりしていない。ほとんどが高等小学校卒業程度で、なかには初級中学を出ている者もいる。年齢はみなとても若く(歳がいつている者是不要なのである!)、一六歳から二五歳が一番多い。みな未婚である。職務の関係から、服装は流行にあったものを着なければならない。たとえ本人はおしゃれに関心がなくても、雇い主は飾りたてることを強要し、時がたつうち



北京のモダンガール（『百年中国女性形象』）

こうした職業女性が存在したのは、民国期にはほとんど都市、とりわけ沿岸部の大都市に限られており、地方では近代教育を受けた女性がそれを活かして働き生活できる場は、まだあまりなかった。都市の職業女性の頂点に位置したのが、医師・弁護士などの専門職の女性たちだろう。張竹君（第二章コラム参照）は、みずから医師として活躍するだけでなく、女医学校の設立にも努力した。民国期にはこうした学校を卒業した女医が活躍するようになっていた。また、アメリカに留学してシカゴ大学で医学を学んだ伍智梅（一八九八―一九五六年）は、国民党中央執行委員・国民参政会参政員などにも選ばれ、医学界だけでなく政治的にも活躍した。

女性が弁護士として活動することを認められたのはやや遅く、南京国民政府の成立した一九二七年からである。上海政法大学の第一期生として働きながら法律を学んだ史良（一九〇〇―八五年）は、三十一年に弁護士資格を取得し、女性の人

色がなくても、中高校・大学で教える女性はいへん少なかった。こうした近代セクターで働く女性の多くは、やや裕福な家庭の出身で、小学校ないし中学校までの教育を受けていた。彼女たちの収入は、平均すると工場で働く女工をやや上回っているが、そんなに余裕のある暮らしができたわけではなく、職場でも男性の同僚たちより低い職階・収入に甘んじなければならなかった。そもそも働く女性の絶対人数が、まだまだ男性より少なく、「花瓶」（職場の花）として扱われることも多かった。また、上海の税関は早くからタイピストや速記者として女性職員を採用していたが、未婚者に限り、結婚すると働き続けられなかった。一九三〇年代末、郵便局も既婚女性を排除しようとして、大きな社会問題となった。

制約の多い職場であっても、近代的な職業女性の登場は、中国女性の人生に新たな可能性を提示するものであった。若千の金と暇をもち、教育もある彼女たちは、民国期の商業文化を享受する都市中間層の生活スタイルをもっていた。また仕事を一つじてそれまでの女性とは異なった経験を積み、自立して生活する糧を得るようになった彼女たちは、主体的に行動する中国社会の主人公となっていく。

こうした職業女性が存在したのは、民国期にはほとんど都市、とりわけ沿岸部の大都市に限られており、地方では近代教育を受けた女性がそれを活かして働き生活できる場は、まだあまりなかった。

都市の職業女性の頂点に位置したのが、医師・弁護士などの専門職の女性たちだろう。張竹君（第二章コラム参照）は、

みずから医師として活躍するだけでなく、女医学校の設立にも努力した。民国期にはこうした学校を卒業した女医が活躍するようになっていた。また、アメリカに留学してシカゴ大学で医学を学んだ伍智梅（一八九八―一九五六年）は、国民党中央執行委員・国民参政会参政員などにも選ばれ、医学界だけでなく政治的にも活躍した。

女性が弁護士として活動することを認められたのはやや遅く、南京国民政府の成立した一九二七年からである。上海政法大学の第一期生として働きながら法律を学んだ史良（一九〇〇―八五年）は、三十一年に弁護士資格を取得し、女性の人

解説 民国期、とりわけ第一次大戦期の中国民族産業の「黄金期」以後の都市では、工業・商業・金融保険業・運輸通信業などの近代セクターが急速な発展を示し、さまざまな新しい職種が登場した。そうした新職業で働く人々のなかには、女性の姿も見られた。

中国の代表的な近代都市上海を例にとると、工場労働者として働く女性のほか、「職員」と呼ばれるホワイトカラー層にも少なからぬ女性が進出していった。たとえば、一九三五年の上海共同租界の統計では、中国人女性の職業別人数として、「商業」に四一五〇人、銀行金融保険業に一〇二人、医師・弁護士・新聞記者・会計士などの専門職に一四六七人、政府および市政機関職員に八一人、書記・速記者などに五八八人、といった数が見える。上海全体、さらには中国全体でもっと多くの女性が進出してはいるはずである。また、近代教育を受けた助産婦は三二年末に二七八人が上海市に登録されていたし、看護婦としてキリスト教会の作った病院などで働いていた女性は、もっと多かった。さらに、教員として働く女性も少なくなかった。とはいえ女性教師の多くは小学校で教えており、学歴は男性と遜



新聞社の女性主任とタイピスト（『百年中国女性形象』）

に見栄っ張りにされていくのである。じつをいえば、彼女たちの限られた収入では生活もぎりぎりなのに、そのなかからさらにお金を工面して服や靴、化粧品クリームやおしろいを買い、髪にパーマをかけたたりしなければならぬ。それもみな、食い扶持にありつくためである。

彼女たちの労働時間は朝九時から夜八時まで、一日およそ一時間労働である。多くは実家に住んでおり、仕事が終わると家に帰る。人によっては母親の家事を手伝わなければならぬ。したがって一般的にいえば、生活にゆとりはない。仕事が休みの日には、女同士で公園に行つて遊んだり、繁華街を歩き回ったり、おやつを食べたり、芝居や映画を見たりする者もいる。

〔『上海的職業婦女』「職業生活」第二卷第五―六期〕

権確立のために献身する。彼女は抗日救国運動の指導者としても活躍するが（第四章「抗日救国運動」参照、三六年一月、他の救国会幹部とともに逮捕され（抗日七君子事件）、翌年七月にようやく釈放される。史良は人民共和国成立後、初代の司法部長（法務大臣にあたる）もつとめている。

参考文献

（訳 大橋史恵、解説 小浜正子）

高橋孝助・古厩忠夫編『上海史——巨大都市の形成と人々の営み』東方書店、一九九五年

菊池敏夫・日本上海史研究会編『上海職業さまざま』勉誠出版、二〇〇二年

熊月之主編『上海通史』第九卷、上海人民出版社、一九九九年

『女性与近代中国社会』（共通文献^⑬）

〔映画〕『新女性』一九三五年